

福島県の「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」の個別相談会が開始された。

- 昨年5月、政府は「自主避難者の住宅支援を2017年3月末で終了する」事を閣議決定、本年5月より避難当事者に「2017年3月末をもって現在供与している、応急みなし仮設住宅を退去する」事を郵送文書で通告し、福島県、東京都の担当で避難者に戸別訪問をおこなった。5月16日から、避難者面談が開催されたが、避難者一人ひとりに、今住んでいるところから退去するよう命じるひどい対応だった。これがきっかけになり、精神的に参ってしまって40日間の入院を余儀なくされた避難者が出た。
- これに伴って、避難者の孤立や経済的な困窮が起きていることから、避難当事者と支援者が中心となって7月12日、避難先での生活支援や情報共有、相談、そして自治体への支援の継続要望などを行う「避難の協同センター」を設立した。

2/5

福島県からのお知らせ

平成27年6月15日時点の避難指示区域内外から避難されている皆さんへ

（自主避難者（別居・借上げ住宅）の）
 自治体から2017年3月末で終了となります

このため、現在お住まいの応急仮設住宅は退去していただくこととなりますので、転居先を確保して、平成29年3月31日までに移転を済ませてください。2～4ページで応急仮設住宅の供与が終了する方への移転や住まいに関する支援についてお知らせしています。ご確認ください。

また、応急仮設住宅から退去する場合には、次のような手続きが必要となります。

- ① 避難区域内の建蔽型仮設住宅、公営住宅等にお住まいの方
 - ・退去前に、住宅を管理する市町村等に「引当額」を提出してください。
- ② 避難区域内の借上げ住宅にお住まいの方
 - ・退去する1ヶ月前までに、避難元市町村に「仮設住宅退去届付了届」を提出してください。
- ③ 避難区域外の借上げ住宅、公営住宅等にお住まいの方
 - ・住宅を管理している自治体や市町村等に申請書を取り、指示に従って手続きしてください。

現在お住まいの住宅によって、退去手続は異なります。ご不明の場合は、下記担当ダイヤルまでお問い合わせください。



借上げ住宅にお住まいの方が、引当額や引当額への入庫を希望する場合には、新たな契約（借主と入庫を希望する方との二重契約）に切り替える必要がありますので、まず目まへへご相談ください。また、契約の切り替え入庫は入居を希望する方が責任を負担することとなります。

【お問い合わせ先】
 福島県被災者のくらし支援相談ダイヤル 0120-303-059
 受付時間 午前9時～午後5時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

28都市様用第858号
 平成28年9月28日

東京都都市整備局長
 遊見 隆

東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与の終了について（通知）

東日本大震災により節内に避難されている皆様は、心からお見舞い申し上げます。

東京都では、東日本大震災による避難者の方に対し、被災地からの要請に及び、応急仮設住宅として移設住宅等及び民間賃貸住宅を提供しています。

すでに福島県から、平成28年8月25日付28道第431号「東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与の終了について」で通知されており、避難指示区域外（平成27年6月15日時点）の避難者の皆様がお住まいの応急仮設住宅の供与は、平成29年3月31日をもって終了することとなりますので、期限までに届退していただきますようお願い申し上げます。

今後のお手続きやお住まい等に関する相談については、同月しました「お住まいの案内」をご覧ください。また、これらの窓口のほか、9月から10月にかけて、東京都と福島県が合同で行っている2回目の戸別訪問を実施しますのでご確認ください。

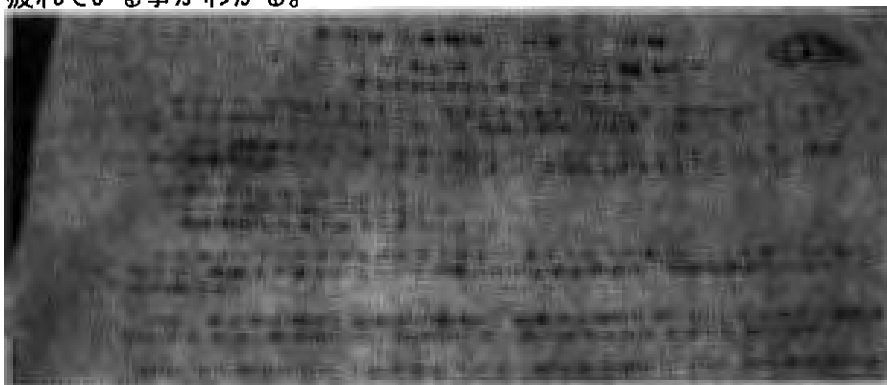
なお、避難指示区域外からの避難者向けの移設住宅専用件について、第2回の募集を9月に行うこととしましたので、同月発行をご参照ください。

<連絡先>
 東京都都市整備局都営住宅経営課
 市庁管理課指導課担当
 電話：03-5320-5050



避難者の孤立と隣人の偏見

- 新宿百人町都営アパート集会所で相談会があるので、“一人で悩まず相談ください”と声かけする。団地ポストにもポストイングしてきた。
- ●今日、何人もの当事者のみなさんと話した。共通しているのは「現在の住居は追い出してほしくない」「たとえ家賃を払う事になっても住み続けたい。せつかく慣れた住居をまた転居するのは辛い」母子世帯の当事者の方々とは会話する事ができなかったが、家賃無償継続を求めていると思う。忘れてはいけないのは地域で共に暮らす隣人の配慮と共助の関係だ。皆さんがどのような背景で避難を選択したのか、多くの隣人が勘違いしている「自主避難者も賠償をもらっているんだ。いつまで甘えているのだ！」このような偏見と中傷が多いそうだ。このような精神的苦痛を負いながら避難生活を継続されている事をもっと知る必要がある。当事者ひとりひとりの暮らしや経済的状況は確かに違う。本当にひとりひとりが疲れている事がわかる。



基本的な問題

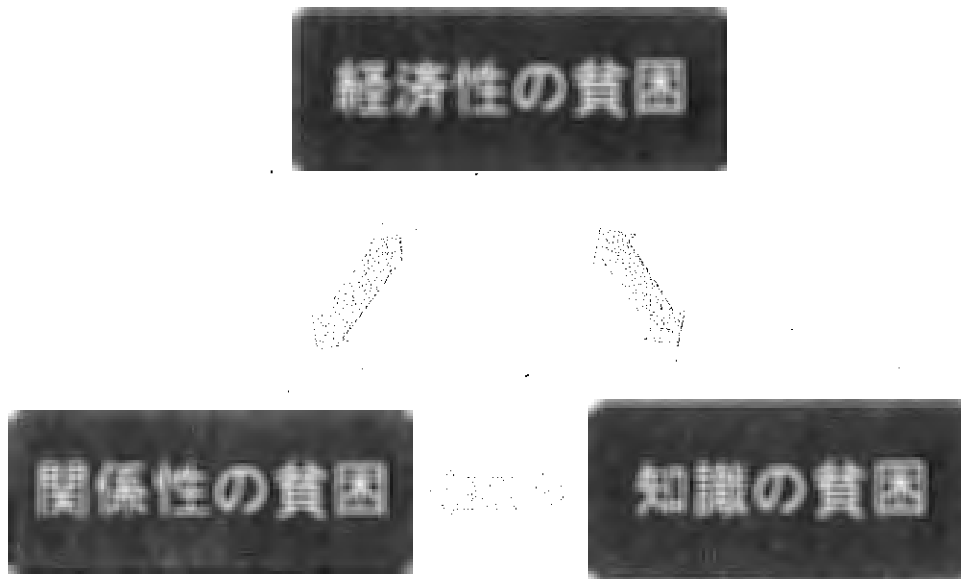
放射能汚染のひどい場所に帰還を強いられること

住居交換打ち切りにより貧困に陥ること

注目!

- 経済的な圧力により被ばくを強いる
- 国策における原子力事故被害者に対して
法治国家としての手続きを捨て去り
ぶっちぎりの乱暴さで兵糧攻めにする

複合的な貧困の要素



17

		る方 ・各種入居要件の緩和・抽選番号を2つ付与 条件①居住実績証明(避難元発行)の提出 ②緩和後の入居要件を満たす世帯	
埼玉県	323	○福島県自主避難者向けに県営住宅の優先枠を100戸準備 ・4月募集10戸、7月募集29戸、今後も増やす予定 ※上記以外の県営住宅についても、当選率を2割増し	
千葉県	360	○公務員宿舎の確保を検討 戸数、有償・無償等の詳細は不明。	
東京都	787	①都営住宅の一般募集等における入居要件の緩和(5倍の優遇倍率) ②自主避難者のうち自力で住宅を確保することが困難な世帯に対し、都営住宅公募に当たり専用枠を設定 ・募集戸数 200戸 ・世帯要件 ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、特に所得の低い世帯、小さな子供のいる世帯 ・所得要件 月額158千円未満 ③福島県の所得要件緩和に伴い、専用枠100戸を追加。	
神奈川県	369	○公営住宅入居要件の緩和 子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の優先入居 ○県営住宅について、自主避難者向け特別枠を確保(70戸) 募集期間:9月15日(木)から9月29日(木) ○県営住宅定期募集における倍率優遇(3倍)	
新潟県	607	○新潟県県営住宅の提供 ・80戸確保 ・収入要件の緩和 (上限158,000円/月→214,000円/月)	○就職支援・斡旋 ・U・ターンコンシェルジュ(就職支援)の設置 ○母子避難世帯等の移動支援 母子避難世帯等を対象に実施している高速バス料金(新潟一郡山線)支援制度について、避難元の祖父母に会いに行くひとり親世帯に拡大
京都府	121	○公営住宅供与期間を最長H30.12月まで(入居から6年以内)入居要件の緩和 ○子ども・被災者支援法に基づく支援対象者の優先入居 ・会津地域からの避難者(府内在住者に限る)も対象 ・会津地域からの避難者も避難元に持家があっても可(住宅困窮要件緩和) ・単身での応募可能(同居親族要件の緩和) ・世帯を分離して避難する場合、分離前の世帯合算所得を1/2で計算(会津地域からの避難者除く)	
大阪府	109		

(別紙)

住宅確保に伴う国への要請事項等について

※回答期限:平成27年11月11日(水)
回答方法:電子メールによる【送付先】hinanshashien@pref.fukushima.lg.jp

都道府県名:群馬県

1 御検討いただいている(または検討の可能性 がある)住宅確保策	2 国への要請事項	3 その他、確保策実施に伴う課題等
<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県営住宅の紹介 現行の本県条例で県営住宅への入居資格者に対する住宅の提供 	<p>1 現在県営住宅へ避難している者に対して、継続的に入居できる措置(特定入居を認めること)をお願いしたい。 (全国的に公営住宅の目的外使用許可により入居している避難者が多いと聞く。避難者が供与期間終了後も継続して県営住宅に入居を希望し、入居資格を有している場合は公営住宅法に基づく特定入居(公募によらない入居)を認める必要があるため。)</p> <p>2 避難解除区域外の避難者に対する公営住宅入居優先措置を検討してほしい。 (福島復興再生特別措置法、子ども被災者支援法による優先措置では避難指示区域、避難解除区域からの避難者のみ優先を受けられることとなっている。平成29年3月で供与期間終了となる者については、対象者のうち相当数がそのどちらにも属さないことから、公営住宅への入居資格に差が生じている現状があるため。)</p>	<p>他の希望者との公平性の観点から、現在の県営住宅空き住戸のうち一定数を避難者用としてあらかじめ確保することは難しい。仮に公営住宅への転居を希望する場合はその際に空き家となっている住戸から選択してもらう形となる。</p>
<p>【高崎市】</p>	<p>移転先での家賃無料化、住み替え支援等の柔軟な対応をお願いしたい。</p>	

【担当者名】

所属:総務部 危機管理室
職氏名:主任 栗原 靖
連絡先(電話番号):027-226-2258
〃(メールアドレス):kikikanri@pref.gunma.lg.jp

(別紙)

住宅確保に伴う国への要請事項等について

※回答期限:平成27年11月11日(水)
回答方法:電子メールによる【送付先】hinanshashien@pref.fukushima.lg.jp

都道府県名:新潟県

1 御検討いただいている(または検討の可能性 がある)住宅確保策	2 国への要請事項	3 その他、確保策実施に伴う課題等
<p>〇県営住宅の活用</p> <p>・提供可能戸数、募集方法等について検討中であり、年度内に実施内容を取りまとめることとしている。</p>	<p>避難指示区域外から本県へは約600世帯が避難しているが、供与終了後、福島県への帰還や自己契約に移行して避難を継続できる世帯だけではなく、経済的理由などにより、住宅に困窮する世帯も少なくないものと考えられる。</p> <p>本県では、空室となっている県営住宅を活用し、避難を継続する方への賃貸する準備を進めているが、築30年以上の老朽化した住居が多いことから、入居に当たり、壁、床、畳、水回りなどの修繕に1戸あたり40万円程度が必要である。</p> <p>県営住宅への入居世帯数は、今後、避難者への意向調査を行って把握するが、100戸以上になることも考えられ、本県にとって大きな財政負担となる。</p> <p>財政状況が厳しい中、修繕費の財源を確保することは困難であること、また、国の被災者支援施策には「公営住宅への入居の円滑化支援」が位置づけられていることから、国の財政支援をお願いしたい。</p>	<p>公営住宅の入居に当たり、風呂釜、網戸、エアコンの設置は入居者の負担となっている場合が多い。</p> <p>避難者の入居に当たり、本県で措置することは新潟県民との均衡上難しいことから、国又は福島県の財政支援があれば、入居者の負担が軽減されるものと考えられる。</p>

【担当者名】

所属:新潟県県民生活・環境部 震災復興支援課
職氏名:政策企画員 押見 毅則
連絡先(電話番号):025-282-1732
〃(メールアドレス):ngt030180@pref.niigata.lg.jp

区域外避難者の住宅問題 ——2015年6月以降の現状——

2017年3月で終了する世帯数 12,436世帯

県内・・・4,636世帯

県外・・・5,308世帯+607世帯(新潟)

建設型仮設住宅・・・1,885世帯

「住まいに関する意向調査」結果(6月20日) 7,067世帯が回答(回答率59.7%)

県内・・・56.1%が2017年4月以降の住宅が未定

県外・・・77.7%が2017年4月以降の住宅が未定

■福島県

- 2015年12月に「支援施策」発表
- 2016年8月に「民間賃貸住宅等家賃への支援制度」の見直し
 - (1) 原則同県内のみが、東京都・神奈川県・埼玉県に限って関東地方内での転居可
 - (2) 月額所得15万8,000円→21万4,000円
 - (3) 補助開始の2017年1月より前(2015年12月～2016年1月)の転居も可

■避難先受け入れ自治体

- 東京都(対象600世帯)
 - 自主避難者枠 (1) 200戸(8月末〆切、9月7日抽選) →有効175戸
 - (2) 追加100戸(9月28日～10月11日募集)・・・収入要件緩和
- 埼玉県(対象204世帯)
 - 自主避難者枠 100戸(段階的に)
 - 次の議会で条例改正の予定
- 神奈川県
 - 自主避難者枠 70戸(9月12日発表)
- 群馬県
 - 抽選倍率を2倍/要件を満たし、当選すれば、そのまま住めるようにする
- 栃木県
 - 「退去要約書」を古かされる

■福島県は2015年10月27日に各都道府県に「住宅確保に伴う国への要請事項」を送るよう依頼している。(開示された資料より)

- 北海道・・・特定入居について緩和を希望。

- 青森県・・・継続入居は可能だが、賃料・保証人・敷金は必要としている。
- 宮城県・・・罹災状況に関わらず、公営住宅の入居資格を「特例」として認めてほしい。
- 茨城県・・・「特別県営住宅」に7世帯いて、中所得者層向け住宅のため、家賃が高額。継続入居は難しい予想されている。
「地域優良賃貸住宅制度要綱」の改訂を希望。
- 栃木県・・・公営住宅の優先入居枠は継続(倍率優遇・収入要件)
職員住宅の継続提供は個別検討
「県営住宅を県外避難者に提供することに県民から理解を得るのは難しい」
国家公務員宿舎等の国管理物件は栃木県が管理していないので福島県が一括して国と交渉してほしい。
- 群馬県・・・特定入居を認めてほしい。
避難指示のある地域と同等の資格を与えてほしい。
- 埼玉県・・・平成29年4月以降、公営住宅入居希望の場合、移転促進及び家賃負担緩和のため、2年間家賃補助を要請したい。
(例)1年目:家賃額2分の1国庫補助、2年目:3分の1補助等
- 千葉県・・・「特定入居」をお願いしたい。国家公務員宿舎の空き家に新規入居を希望。市営住宅等の改修費用の補助が必要。他入居者との平等性の確保
- 神奈川県・・・避難先の都道府県によって不平等が生じないように国からの統一的な対応
「受け入れ県では善意に基づき被災者受け入れを行ってきたにも関わらず、事務的負担や財政的な負担が非常に大きくなることが考えられる」
こうした事例(訴訟・被災者が負担できない民間賃貸の家賃・共益費・退去修繕費等)に被災県が受け入れ県に積極的に関与できる仕組み、国における費用負担を検討してほしい。
- 新潟県・・・民賃に多く、約600世帯が避難。県営住宅を活用するが、1戸あたり40万円の修繕費がかかるので国の財政支援をお願いしたい。
- 石川県・・・福島県に帰還するだけでなく、受け入れ県内での引っ越し費用も補助してほしい。救助費として求償可能にしてほしい。県内の転居であれば、福島県に転居する際の10万円より少額で済み、被災者の恒久的な住まいの確保が進むのではないかと。
- 長野県・・・家賃に対する一定の補助を継続してほしい。災害救助法適用期間と同等の財政措置。
- 岐阜県・・・自治体間で支援内容に差が生じ、好ましいとは言えない。入居要件に例外規定を設けて本来の入居の新形態を制度化したり、目的外使用許可期間の概ねの期限を示すなど自治体が支援しやすい取り組みを。

このままでは住まいを失います！ 自主避難者の皆さんの声

問題	相談内容
	現在の避難居住地域である●●区の希望しか記入せず応募したが、落選してしまった。第一希望の抽選に当選しない限り、せっかく築き上げてきた地域コミュニティとの関係や子どもの保育園や学校から転校など余儀なくされる。
	当選したが、間取り数が半減してしまった。4人家族で37㎡に半減。
	仮に隣の部屋に当選しても、今の部屋は一度出て引っ越しという形となり、修繕費の負担、新しい部屋の敷金2ヶ月、転居費用が発生する。負担が重すぎる。
	収入要件から外れ申し込み対象外。公務員住宅は現段階で、3月末で退去を命じられている。
	母子避難で生活が厳しく、看護学校にいき資格取得し、働き始めたら申し込み要件を失った。
雇用促進	雇用促進は都営住宅の申し込み対象外。家賃が払い続けられない（新たに10万円以上の家賃発生）。
その他	3月末の退去と転居は子どもの卒業式（3/25）転居期限（3/31）、時期的に引越し代も高く経済的に無理がある。



選択肢がない中、再喪失を迫られるという、異例の状況。

避難者の皆さんの暮らしは？

- 母子避難、夫は福島に残るといふ二重生活
- 家族で避難はしたが、住んでもいない家のローンを抱えている
- 福島の新築の家に一步も足を踏み入れぬまま、避難した
- 貯金の切り崩し
- 保険の解約、返戻金も生活費として使用
- 見ず知らずの土地で夜遅くまで働く
- 「住民」でも、補償のある「避難者」でもない生活
- シングルマザー、シングルファーザーで、頼る人がいない
- 高齢者、障がい者を抱えている
- 稼ぎ過ぎると収入要件から除外されるし、かと言って仕事をしないと生活が苦しい
- 病気になったらどうしようかと不安になる
- 5年以上かけて立て直した生活を、また奪われるのかと、うつ状態になる
- 親も子も獲得したコミュニティを失うのかとつらくなる